

一般社団法人 全日本愛鱗会

役員候補選考規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、定款第21条(役員の設定)に基づき理事及び監事(以下役員という)を選任するに当たり、適任者の選出が円滑に行われるよう、その手順を定めるものである。

(役員候補)

第2条 この規程によって選任せられた者を役員候補といい、総会に推薦される。

2. 役員候補は、常勤の役員候補及び資格によって選任せられる監事候補を除き、本部会員の中から選考するものとする。

第2章 役員候補選考委員会

(役員候補の選出)

第3条 役員候補は、役員候補選考委員会(以下この規程において委員会という)において選出する。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、役員候補選考委員(以下この規程において委員という)及び事務局長によって構成する。

(委員会の長)

第5条 委員会は、開催の都度、委員の互選によって委員長を選任する。

2. 委員長は、選考の議事を運営するとともに、その結果を総会に通知する。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、事務局長が招集、開催する。

(会長の出席)

第7条 会長は委員会に出席して意見を述べることができる。

第3章 役員候補選考委員

(委員の選出)

第8条 委員は、総会開催日の30日前までに各地区の協議会(以下地区協議会という)において委員の中から1名選出する。

(委員名の報告)

第9条 各地区の委員の氏名は、各地区協議会の議長となった者が委員選出後すみやかに本部へ報告するものとする。

(秘密を守る義務)

第10条 委員は、選考事務に関して、その内容を他に漏らしてはならない。

第4章 選考基準

(留意事項)

第11条 役員候補者を選考するに当たっては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 錦鯉の飼育、鑑賞に熱心であること。
- (2) 本会の目的を十分に理解し、会の運営と事業の遂行に積極的で熱意があり、かつ実行できる見込みがあること。
- (3) 各地区協議会において選考された役員候補を参考とする。

(割り振り)

第12条 役員候補の割り振りは、次のとおりとする。

- (1) 地区割 各地区に理事1名
- (2) 全国割 地区割理事以外の理事及び監事については、全国的視野にたつて選考するものとする。

第5章 雑 則

(欠員の補充又は増員による役員を選出)

第13条 役員に欠員が生じたため補充し、又は定数内において役員を増員する場合には、第3条の規定にかかわらず理事会において選出し、総会の承認を受けるものとする。

(規程の制定、改正、廃止)

第14条 この規程の制定、改正、廃止に関する事項は、理事会及び総会の議決を得るものとする。

附 則

1. この規程は、昭和58年9月26日より実施する。

附 則

1. この規程は、昭和63年6月5日改正し、即日施行する。

附 則

1. この規程は、平成2年1月21日改正し、即日施行する。

附 則

1. この規程は、平成11年6月27日改正し、即日施行する。

附 則

1. この規程は、平成15年6月29日改正し、即日施行する。

附 則

1. この規程は、平成22年6月20日改正し、即日施行する。

附 則

1. この規程は、平成29年6月17日改正し、即日施行する。